

令和3年度 第1回滋賀県障害者施策推進協議会
議事概要

- 1 開催日時 令和3年(2021年)5月26日(水曜日)
午後3時00分から午後5時00分まで
- 2 開催場所 滋賀県危機管理センター1階 大会議室
- 3 出席委員 石野委員、大橋委員、大平委員、岡本委員、齊藤委員、崎山委員、
竹内委員、田中委員、田村委員、馬場委員、藤崎委員、山下委員、
山根委員
(五十音順、敬称略)
- 4 内 容
 - (1)開会
 - (2)議題1 滋賀県障害者施策推進協議会会長の選出について
 - (3)議題2 「滋賀県手話言語や情報コミュニケーションに関する条例検討小委員会の
まとめ」を受けた検討について

5 議事概要

- (1)開会
- (2)議題

議題1 滋賀県障害者施策推進協議会会長の選出について
田村委員を会長に選出

議題2 「滋賀県手話言語や情報コミュニケーションに関する条例検討小委員会の
まとめ」を受けた検討について

○ 事務局より、資料2ないし5に基づき説明

(委員)

資料4の見方で私自身もちょっとわからない部分がある。なぜかというと、単独型なのか、別立型なのか。一体型なのか。ちょっとごちゃごちゃしているような感じがする。意思疎通手段だけを取り上げている。それだけでは、ちょっと判断しにくいのではないかと思う。

一体型も2種類。千葉、佐賀、京都は聞こえない・聞こえにくい人を対象に作られており、愛知など他の条例は全障害者を幅広くとられている、というふうにしっかり確認する必要があるのではないかと思う。

資料に載せている条例は30。正しくは31県制定しているはず。宮城県について漏れがあるかと思うが、また後で意見を言いたいと思う。

(委員)

点読も見ましたし、前もって資料を送っていただいたので、それらの勉強もさせていただいた。また、栗東市でも検討委員会に出させてもらって、色々勉強をさせてもらった。実際に、栗東市では、別立型の条例になったと思っている。

視覚障害のことから考えると、本当に情報コミュニケーションというのは大事なことで、目から入る情報が80%以上を占めているという状況もある。そういう意味からも情報障害だというふうに常々思っている。

こういう情報コミュニケーション条例を作っただけ。本当に大きな前進と思って喜んでる。

私たちも点字を使用している。点字には200年の歴史がある。今、選挙の中でようやくそれが認められ、点字での投票ができるようになった。

そういうふうなことからしても、なぜ、この手話言語と情報コミュニケーション条例を併用してあげられているのか。情報コミュニケーション条例の前に「手話言語及び」という言葉が入ってくる。また、手話だけを特化して考えられている。

確かに、手話言語そのものの持つ意味というのは大きいことだと思う。

でも、それだけでいいのか。知的の方、精神の方、障害の方も「我々はこういう手段で情報を取っている。」ということも、色々全部が引っかかってくる。

だから、情報コミュニケーション条例という文言だけでいいのでは。一つのものに特化したようなことはやはりどうかな、と思う。

やはり一本化にして、情報コミュニケーションに関わる部分だけを取り上げていただく。県民の多くに、「障害者はまず情報で苦しんでいる。」「情報が無い以上、どのように社会参加ができるのか。」「そこが大事なことなんだ、と。」「ただ単に、手足が動かない、ということではなく、情報が入ってこないから社会に取り残されている。」という意味も分かっていただけ。情報コミュニケーションに関する事で一本化していただけるほうが県民の方にもわかりやすいかと。両方併記された提案を読ませてもらうと、改めてそのように強く思う。

(事務局)

委員から御指摘のあった資料4について、事務局から補足の説明をさせていただく。

資料の作りは、区分で②と表しているところは、手話のみの条例を持っている県。

一体型というのが、手話以外のコミュニケーション手段にも●がついているところを①と表している。

1番目の鳥取県、18番目の北海道、そして29番目の青森県。手話単体の条例と、他のコミュニケーション手段の条例を別立てで持っているところを③と表している。

※委員指摘の宮城県については、R3.4.1に手話単独の条例を施行。

後出の事務局説明において訂正。

(委員)

私は、聴覚障害者福祉協会の代表としてお話ししたい。ろうあ協会の組織としてではなく、聴覚障害者福祉協会の立場で申しますと、2016年にろうあ協会が署名運動を行い、滋賀県に対し「手話言語条例を制定してほしい。早急をお願いしたい。」と正式に要望を出している。その視点から説明させていただく。

私も条例検討小委員会のまとめ報告を何回も読み返した。

確かに、両論併記がある。どちらも正論であると思う。

小委員会まとめの内容は、手話言語に対して深く理解をしていただいている。普及していこうという考えを持っていただけたと思っている。2年間議論を重ねて報告がまとめられたことは感謝している。

ただ、推進協議会の場で、下駄を預けられた形での議論は、本当に大変負担なことだと思っている。小委員会のまとめの報告に書いてあるとおり、これからは推進協議会で議論を煮詰めていかなければならない。

私の立場としては、別立型の考え方に変わりはなく、それが私の基本的な考え方です。

先ほどもお話があったと思うが、ろうあ者には辛い歴史がある。こちらの単行本は漫画だが、『わが指のオーケストラ』という本で、山本おさむ氏が執筆された本。この本は4巻ある。話の内容で、手話を使うと、先生や家族に叩かれる。手話を禁止された時代があり、子どもたちの本当に悲痛な思いが載っている。私もその経験者の一人です。

二つ目として、不妊手術の問題もある。結婚式が近づくと、親同士が話し合い、嫁にもらう娘さんの避妊手術をする。本人の合意がないまま、コミュニケーションがままならず、抵抗できずに手術をされ、子どもが産めない体になってしまったという実例もある。

また、兄の結婚式の披露宴に出席しても「手話は使うな。」と家族から言われるなど、悲しい思いも聞いている。

聴覚障害の子どもが言語力を習得するために、人工内耳が必要ということで積極論がある。「手話よりも音声言語が便利である。話せるほうがいい。」という認識を持った知識人もいる。それは音声言語中心の社会です。

私たち（の言語習得）は手話がもとになっている。傍聴人の3人も手話をもとに言語習得している。私たちの情報の中心は手話です。

九州保健福祉大学で上農先生の研究がある。手話言語については、ここに詳しく記載されており、小論文が出ている。今お話ししたこの提出資料についても載っている。

聞こえる人が無意識に獲得するコミュニケーション手段が音声言語。それは手話ではどのように獲得していくのだろうか。人間として基本的な問題だと論じられている。

ろうあ協会は、2016年に6か月間で14,275筆の署名を集めて知事へ陳情した。手話は言語というか、言語を獲得するための少数派、言語的マイノリティである。

「滋賀県障害者プラン2021」については、県民政策コメント（情報アクセシビリティ分野）で手話言語条例ができることに賛成というパブリックコメントをいただいた。これは県民のコメントとして重く受け止めたいと思っている。

2年前、12月定例会議の一般質問で知事に対して質問をした。知事は、手話言語条例制定に向けた私の思いについて、「議員も指摘したとおり、（手話は）独自の言語体系を有する文化的所産であり、手話言語の重要性や手話の普及の必要性、手話言語条例制定の意義については深く認識しているところ（略）」と答弁された。「条例化する場合は小委員会や推進協議会の議論を踏まえたうえで判断したい」と知事は仰ったと思う。

こちらの本は『手話を学ぶ人のために』という書籍。書かれた方はお二人。青山学院大学の名誉教授の本名先生と、もう1名は社会言語学の専門家である加藤先生。その立場で、この本を執筆されている。手話言語条例がなぜ必要なのかということがはっきりここに明記されている。①手話を獲得する②手話を学ぶ③手話で学ぶ④手話をこなす⑤手話を守るといった五つの考え方が明記されている。

先ほど、事務局から説明があったが、私なりに調査した。

一つ目は、手話言語条例について。令和に入った後、制定が決まった県は、鹿児島県、大分県、山口県。宮城県。他県も数か所検討されている。

二つ目は、情報コミュニケーション条例について。北海道、青森県、札幌市、鳥取県。これらは障害者を幅広く見るという考え方で、コミュニケーション手段を中心に考えている。

三つ目は、手話言語条例と情報コミュニケーション条例の一体型。先ほど話したように、2つに分けている。千葉県、京都府、佐賀県の3県は聞こえない・聞こえにくい人の範囲でコミュニケーション手段を含めて条例を作っている。愛知県、秋田県、岐阜県、宮崎県の場合は、全障害者を幅広く対象にするという考え方。

なお、北海道、青森県、鳥取県は別立型を作っている。

31の道府県が条例を作っているが、議員提案と当局提案とに分かれている。当局提案としては、愛知県、青森県だと思う。

もし別立型になったら、なぜ手話に特化するのだという疑問が出てくると思うが、別立型にしないということになると、ろう児の手話言語の獲得などろう学校の取組なり、学校の設置者、難聴教室も含めて難聴児の支援へ取組です。また手話言語に関する調査研究、手話通訳者の健康に対する取組など役割です。

現在、ICTは普及している。オンライン医療、オンライン会議など。オンライン医療はいい面もあるが、手話を獲得していなければ利用できない。聞こえない人がきちんと手話を獲得すれば、病気を持った方でもそれを利用することができる。オンライン会議も同様で、私は何度も出席しているが、聞こえる方中心で集まって、画面共有し会議する場合、私にとっては手話通訳がついてもついていくのが本当に大変な状況。しかし、画面すべてが手話になれば、私は簡単に参加することができる。そういったことを考えて今後の取組をしていただきたいと思う。北海道は聞こえない子どもたちに対してはきちんと条例を作っている。5条です。

ある日、聞こえる若い女性の経験談を聞く機会があった。父親が聞こえない方で、娘さんが聞こえる方。娘さんは平成生まれ。お正月はいつも父親が1人で寂しく過ごしていた。親戚すら集まらない。でも、突然、子どもたち、孫たちが、父親の家にやってきた。家族みんな手話はできないが、娘さんは手話ができるので、その時、子供や孫たちの会話をすべて手話通訳したそう。父親は、今まで親戚らが父のもとに集まったことはなく、毎年1人で暮らしていたところ、みんなが集まってくれた、と本当に喜んだお正月となったそう。それが子どもや孫たちと話せた最初で最後のお正月となったそうです。3か月後にその父親は亡くなりました。父親は、手話言語中心の生活でした。親戚たちとはコミュニケーションがとれず、大変苦しい思いをしてきた。けれども、手話言語条例をきっかけに、子どもたち、また孫たち、親戚が意識を変え、お父さんと話したいと集まってくれた。娘さんはそのことをきっかけに手話通訳士を目指し合格され、今は聴覚障害者関係施設で働いているそう。

面白い言葉もある。「手話を世の光に」。明石市が作った資料があるが、ぴったりのタイトルだと思う。私はいつも理念を持っている。手話は命(いのち)であると思っている。

私の娘、息子、2人とも、重度重複の障害者だった。息子は10年前に亡くなり、娘も昨年亡くなった。私たちは聞こえないので、コミュニケーションについては本当に苦労したという経験を持っている。情報コミュニケーション条例は本当に必要だというのが私には十分なほどわかる。コミュニケーション手段は保障されても、なかなかみんなが伝えられない。ですから、別立型のほうがすっきりしていいのではないかというのが私の意見です。

最後になるが、この協議会に対して提案したいと思う。

滋賀県は、2021年度予算で条例化の専門部会の設置がついている。

1つ目は、青森県については別立型の方針、手話言語に関する検討部会、それは1年間に3回実施された。委員は6人。もう一つ、情報コミュニケーションに関する検討部会についての委員は16人。資料は5回と書いてあるが、4回。直してください。スムーズに議論をまとめられたと聞いている。滋賀県も、青森県をモデルにしてはどうかと思う。

2つ目は専門部会について。そこは大切。専門家の選出については当事者団体も含めて考えるべきだと思う。

3つ目は条例が制定されたところへの視察、または来てもらうという方法で勉強会をされてはどうかと思う。

4つ目は、県民を対象にシンポジウムなどを開けばいいかなというふうに思っています。

資料には載っていないが、愛知県は一体型となった経緯がある。元々、当局は手話言語条例からスタートしていたが、知事の裁量で、一体型になったという経緯。そのような背景がある。南海トラフ巨大地震に備えて情報コミュニケーション保障と一体型にしたということを知っている。

結局、いい面があれば、残念な面もある。後になって明確に分けるべきだったと、愛知県の当事者団体の意見をきいた。参考にさせていただければありがたい。

(事務局)

事務局から2点申し上げる。

一つは訂正。資料の4。先ほど、委員から御指摘のありました点について確認したところ、宮城県でこの4月に手話言語単独の条例が制定をされていた。(条例が制定された道府県は)31になります。お詫びをして訂正させていただく。

それから2点目。委員提出資料の2ページ目の下の段、県議会における知事の答弁。これについては、「手話言語条例制定の意義について深く認識している」というところで終わっているが、正確に委員の皆様へ情報提供する必要があり、続きがあるため読み上げる。

「一方で、社会福祉審議会における『点字、要約筆記など他のコミュニケーション手段にも配慮し、一緒に必要性を位置づけていくことが重要』という御意見や、知的障害や発達障害のある方々も含め、障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段による支援が重要であることも認識している」最後に、「施策推進協議会の議論を踏まえたうえで判断をし、検討を進めてまいりたい」ということで、知事は、手話言語条例制定の意義も認識しながら、多様なコミュニケーション手段による支援が重要であるということも答弁しているということで、正確にお伝えする。

(会長)

今、委員と事務局から情報の訂正も含めて(説明が)あった。委員からは、様々な障害者の社会参加の困難さは、情報コミュニケーションのところの障壁、バリアがやっぱり大きいのではないかと。そういう意味では、最小公倍数というか、多様な障害の特性に応じた、情報コミュニケーションのところに焦点を当てた形で一旦括ってはどうか、という御意見だったように思う。

(委員)

私のところは発達障害者の会なので、手話言語や点字に関してはまだまだ知識不足の部分もあり、実際触れる機会がなかなかない状態。この場では発達障害に関して、ちょっとお願いをさせていただこうかと思う。発達障害は読みが苦手であったり、情報の受け取り方が苦手な場合が多く、文字がいっぱいあるだけで読むことにとても疲れてしまう。今回の条例もそうだが、「滋賀県手話言語や情報コミュニケーションに関する条例」。この一文でも長い。例えばADHDがあつて慌てさんだと、ぱっと見で受け取るので、「手話言語」と最初にきたら、手話言語しか残らない。また、そのあとの「情報コミュニケーション」という言葉自体が大分幅広すぎて、何を示しているのか、ちょっとわかりにくい。

実際、この条例が施行された場合には、当然広く県民の方々に、1枚ものの概要版というか、要約したものが配られるだろうと思うが、一体型であればたくさんの情報が含まれる。ありとあらゆる障害者の方に対するありとあらゆる支援のあり方が、情報が多くなれば多くなるほど、当事者の方にとっては、概要版の見やすいはずのチラシ1枚でも読み取るのが大変になる場合がある。

また、他の県の内容を見せていただいても、やっぱり重きをおかれる部分は手話言語。その状態になった場合、一体型であるとぱっと見たときに、「手話言語のことが書かれている。」で終わってしまうということを私たちは懸念する。

当然、手話言語はとても大事だと思う。なので、盛りだくさんになって、埋もれてしまうのはやっぱり困るし、どれかだけが際立つというのもやっぱり困ると思うので、上手な折り合いがつけられる方法があればと思っている。

(委員)

どちらかという、あまり情報量が多くて詰め込むとわかりにくくなるので、情報コミュニケーションなら、情報コミュニケーションの最低の共通するところの困難さに限って条例を作り、もしそれ以上に重要なことがあるという場合は、別立てで強調してもらったらどうかと思うが、他にどうですか。

今、段々と、情報量が多いとか、色んな障害の特性に応じた形で発信はしなきゃいけないけれど、それを一つ一つ細かくすると、なかなか情報量的にも分厚いものになってわかりにくいということもあり、その辺りでやっぱり伝えたいこと、支援したいこと、あるいは変えてほしいことに、もうちょっとシフトがちゃんとできるような、条例をまず作ったらどうかということだと思うが。

他に、そうではなくて、以前から言われている一体型でかなり幅広く情報量も出して、県民に訴えるべきだということも含め、もし御意見等がありましたら、出していただければと思う。

僕の話に引っ張られなくても、ご自分の御意見を出していただければと思う。

(委員)

私の中でも十分考え方が整理されているかどうかというところは心配だが、委員が出された資料の中の「言語的マイノリティー」という言葉の重要性を考えるのですが、ちょっと調べたところでは、人権規約の中にこういった言葉が出てくる。言語的少数派の人のその言語を使用する権利を否定されないというようなことが書かれている。

さらに、そこを突っ込んだものでマイノリティーの権利宣言というものがあるそうで、要するに否定されないということはその方の権利を消極的に認めているみたいな感じ。

それではちょっと弱いだらうと、マイノリティー権利宣言の中だと、言語的アイデンティティを承認せよ、ということが言われている。

この資料の中であるように、権利をいかに守るかみたいなのが論点というふうには考えるが、そういうものが前提にあったうえで、最終的に何を求めていくのかというのと、その言語的アイデンティティが承認されるということは、それによって差別されないということだと思う。その言語を使い続けることができる、あるいは、選択することができるということは、その言語を使っている、日本においてというのか、他の人としてしっかりとコミュニケーションもとれるという状態が社会として作られていることを目指さなきゃいけないということだと思う。それを目指したときに、条例だけがあれば勝手になるわけではないので、何らか運動していくのか、それに応じた施策をしっかりと打って、働きかけて、国民、県民に働きかけていくということが重要だということであれば、法律も条例もそうだと思うのですが、最終的には、そこにつながる具体的な施策が作られ、打たれていくということが、一つの目的になるかと思う。

そういった意味で、この資料の中にも入れていただいているような特別支援学校への働きかけとか、そういったこともコミュニケーションの範疇で盛り込んでいくことができるのではないかなと考える。

一方で、言語的アイデンティティの承認というような権利の部分については、私の意見としてだが、権利の部分なので、障害者基本法であるとか、差別解消法であるとか、そこに補完するものとして滋賀県では、差別のない共生社会づくり条例というものが作られていて、その中には3年目の見直しということも謳われているので、そこに盛り込んでいくという議論をしてもいいのではないかと考える。

(委員)

今の意見では、言語的マイノリティーの説明と、実際に今の状態の中で差別をされない、あるいは存在が認められるという、いわゆる根底のところからしっかり規定される必要があるということと、実際の働きかけについても御発言があったかと思う。

権利部分については、今のそれぞれの作られている法律のもとで、そこに寄与しながら具体化するということが要るのではないか。結局のところ、委員は一体的に強化せよという話か。

(委員)

具体的な施策を作るのであれば、コミュニケーション条例ということで一体的にできるのではないかと感じている。

ただ、権利を守るというところでは、この議論は要るのだが、私としては、共生社会づくり条例の議論、改正の中でもできるのではないかという意見。

(委員)

意見として色々出されているが、障害種別によってそれぞれ違ってくるのではないかという気がしている。発達障害と一言で言っても、文字が読めないLDというタイプと、話を自分流に解釈してしまう、主語が自分になってしまうという自閉的なタイプとによってもまた変わってくるし、知的障害になったら、文字そのものが読みづらいという話もあると思う。

一体化するにしても、全部をいっしょくたに書くよりも、この障害の場合こういう配

慮が必要だ、ということを見やすく整理して、この障害の場合、コミュニケーションにおいて曖昧な言葉だと理解しづらいとか、注釈をつけ、きちんとわかりやすい形で提示すればいいのではないか。

(委員)

先ほどから皆さんの御意見が、それぞれの立場にとって本当に切実で大切な意見だと思う。

それも踏まえた上で、やはり障害者は、本当に、情報手段を獲得するために、様々な困難があると思う。

そういうことを全部書き込んでいくというのはとても大変なことで、難しいことだと思うので、御意見の中で一体化を推す主な理由というところにもあるが、やはり共生社会づくり条例の理念、誰一人取り残さないという姿勢をベースに、障害者のコミュニケーションについてという内容での条例をまず作るということが大切で、そこからやはりそれぞれの障害に応じた内容について、またどこまで条例に書いていくかというのはあるかと思うが、そこを考えるとということで。やはり最初は、障害者、それぞれお持ちの困難を含めて、一体化でコミュニケーションという手段についての条例を作ることがいいのではないかと思います。

身体障害者福祉協会でも、本当に様々な障害をお持ちの方がいらっしゃいますので、それぞれそれに合ったというか、それぞれの方を含めた包括的な条例ができることを望む。

(委員)

今の意見も同じような形で、包括的なところで条例を作ってはどうか。人権、権利の部分だとか、言語条例のような形のところについては、別立てでという意味も含めた御意見があったように思うが、他はどうか。

(委員)

今まで議論された流れを見ると、皆さんの中には、音声言語中心でお考えをお持ちだと思う。コミュニケーション保障について、障害者全てをまとめ上げていくという、その総括的な考えは間違いではないと思う。

例えば、精神障害者の場合、発達障害者の場合、自閉症の方、色んな障害があります。けれども、聞こえないプラス障害を持っている方もいる。例えば、自閉症プラス聞こえない人。また、発達障害プラス聞こえない人。知的障害プラス聞こえない人。盲ろう者もいる。それぞれのコミュニケーションは本当に大変。

滋賀県の中で、みみの里という施設がある。スタッフ、仲間が全員で50人ぐらいいる。全て聞こえない人ではない。聴覚障害プラス他の障害をあわせ持っている方たちです。聞こえないプラス見えない、盲ろう者の方もいる。自閉症プラス聞こえない方もいる。一般的には他の施設指導員は聞こえない人と筆談をすれば通じるだろうと思いがち。しかしコミュニケーション手段として筆談だけでは通じない。手話なら通じる。話が通じると、本当に生き生きと暮らせる。生きる力が湧いてくる。そういう実績もある。その思うと、手話を言語と特化するのではなく、手話が言語である、これが生きる力につながるということ。滋賀県だけではなく他の県でも同じ。そのような考え方を理解していただきたいと思う。

(委員)

根本的なところですね。

(委員)

私は、以前に福祉分野で仕事をしていたときに、手話、要約筆記、点字ほか、発達障害の方の構造化であったり、たくさんの方を学んで、それぞれに大変な部分がある。例えば、視覚障害の方は、全ての方が点字を読めるわけではないので、会議の資料でフォントをすごく大きくして準備をしたりとか。そういうことも今までさせていただいている中で、やはり情報収集情報コミュニケーションに大変な方々が多いというその部分は、聞こえる、聞こえない、皆さん同じ部分で困っていることも多いのかと思う。

全体的に総括で一本化して、あとそれぞれの障害でしっかりと対応であったり、コミュニケーション手段であったりで分けるほうがよい。それぞれの障害ごとに一本化でいくと、何十という条例が必要になるかと思う。

(委員)

今の御意見は、総論と各論とに分けて、条例化したらどうか、というご意見。

(委員)

僕が言っていたこともそういうことです。

(委員)

社会就労センター協議会から出させていただいているので、私たちと一緒に働いてくださっている利用者の方々にも、知的障害の方、その中でも障害の重い方から軽度な方まで色々いらっしゃるが、コミュニケーションを私たちが日頃とらせていただいている、利用者さんと一緒に、どのように相手の方が思っておられるのかをいかに酌み取るかというのが、私たちに課せられているところの一つでもある。

例えば、就職して社会に出て行かれたときに、事業所の中でできていたことが意外とできなかつたりとか。もう少しの配慮とか、伝えていただく工夫とかがあれば、ご本人さんたちも困らないこととか多分たくさんあると思う。

条例を何のために作るのかというと、県民の皆さんに、相手のことをちゃんと理解しようという。多分、コミュニケーションって一つのツールで、目の前の人のことをお互いどうわかりあおうかという気持ちを育てるというか。うまく言えないですが、そういう条例になると、私もプライベートで少し聴覚障害の方たちと一緒に活動もさせていただいているが、相手の方、目の前の方とともに喜んだり、そういったことができるかと思う。すみません。うまく言えないが。お願いしたい。

(委員)

条例化していくときに、色んな障害の特性の違いみたいなこともあって、それに対する対応のことはあるけれども、一方で、県民にそういう障害のある人たちを理解していくことの醸成をどう図っていくのか。あるいは、そういう目に見えないものを思いやる力、あるいは、心みたいなものを培っていくようなそういう条例にすべきではないかという御意見だったように思う。

(委員)

私自身はこの会議に初めて参加させていただいて、事前に事務局のほうから、これまでの論の概要も教えていただいたが、まだ全体についてわかってないのですが。一応、論点としては一体型にするのか、個別型にするのかということで意見が分かれているということで聞かせていただいた。

後で、委員にご質問させていただきたいが、委員は、当然、個別型を主張しておられるということでよろしいですか。当然ですね。あとで一つ質問させていただく。

観点としては、私の思いでは、ここまでに、手話言語条例ができるというところに来るまでの運動の経過といいますか、そこをすごく大事にしたいと思う。今ここに集まっている委員は、それぞれ障害分野の関係で来て、この手話言語条例のできるところにのせていこうかという。言い方がちょっと失礼だが、色んな論があると思うが、手話言語に関しては、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例のときもずっと論議に加わられて、共生社会づくり条例の中に入れようか、別立てにしようかというときから論議にしっかり参加されて、これと一緒にじゃないということを主張されていたのだと思う。間違いだったらご指摘ください。

今回、コミュニケーションあるいは手話関係のことになったときに、手話言語だけでいくのか、また別のものを入れるのか。手話でいくべきだと主張されておられるというのは、ずっとこれまで運動されてきた中での御意見だと思う。だからそこはすごく尊重すべきだと。別の障害分野はそれぞれしっかり運動されておられるので、それはそれで尊重するべきですけど、この条例に関しては、手話言語の方はずっと長年運動されてきているという中での今だと思う。

ちょっと後でお聞きしたいのは、今、こういう場で、手話言語条例一本でいくのか、別立てでいくのかという論議になっている。この状況を委員は大きくよかったなと思っっているのか、いや、こんな扱いはおかしいと思っっているのかということの後で聞かせていただけるとありがたい。

運動の成果として条例ができるというのが大事だと思う。平成30年に滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例ができました。これは滋賀県の障害のある人にとって大きな意味があったし、この条例ができてよかったなという思いがありますが、それから、何年かたって、じゃあ社会の状況変わったかという大きくは変わっていない。

でも、この共生社会づくり条例ができて、例えば、今でも、地域にグループホームができるときに、グループホーム反対という人はたくさんいますので、近江八幡市内でもいくつかグループホームを作ろうと思っって、もう撤退してしまったところが結構ある。差別はある。

そのときに、この共生社会づくり条例の中で、そういうことをしたらそれは差別なんですよということが、この条例を背景にして言えるというのがある。だから、そういった意味では、この共生社会づくり条例は、運動の成果でもあるし、今後の運動の武器にもなっているわけですよ。色々不十分なところはあるが。

こういった意味では、手話言語条例が、あるいはコミュニケーション条例ができたときに、それを担っている運動をしている人がこの条例を次の運動の武器にできるかどうかというのが、条例の大きな意味だと思う。

県民の理解とか、国民の理解とかは条例だけでは絶対に広がらなくて、やっぱり当事者の本当の声とかが正当化されて、そのことをちゃんと行政とかが、これは正しい意見

なんですよということが言えるという条例であるべきだと思うので、私はまだ、私自身の結論はちょっとわかっていないですけども、これまでこの手話言語に関して一番苦労されてきた団体の方が、これを運動成果として誇りにして、今後の運動の武器にできるような形の条例にすべきだというふうには思います。これが一体型なのか、個別型なのかはわからないですけども。

一つ一つやってしまったら、条例がいっぱいあるじゃないかという話はあるけれども、作ったらいいやんかというふうに思う。行政の人は大変ですけども、当事者は関係ありませんから。いくつあってもいいわけで、むしろ別々のほうが運動の武器にはなりません。ごっちゃにされるよりも、それぞれの苦労がありますから。こんなこと言ったら大変ですが、大変なものですからしょうがない、という意見。

(委員)

こちらの本は、『日本語・手話辞典』。出版されて手話大辞典というのがとても人気のある本になっています。こちらの本は、最近新しく出版されました。図書関係から出版されました。ろうあ連盟が作ったわけではないということですね。小学校、中学校など図書室に置かれているという話です。そのために作られたもので、とても人気のあるという話です。どちらも社会的な評価を受けている図書になっています。

鳥取県など他のところでも条例がどんどん作られているところでは、小学校、中学校、高校、大学の図書室や研究室にこういうものが置かれています。学生がそれを見て学ぶ、そういう状況が出てきているのが、僕のほうにも届いています。

最近の話ですけども、大学では、福祉の専門で手話を勉強する科目があります。今までどちらかというと、学生の申込が少なかったのですが、最近になってものすごく増えているということです。また、講座も同じです。これはテレビなどで、知事会見に手話通訳がついた。または、国のほうにもついたということで、認知度が上がり、学生さんたちも学びたいという思いが高まったからだと思います。

2025年国民スポーツ大会ですね。障害者スポーツ大会にも手話通訳者の確保など絶対に必要です。それをきっかけに学ぶ人も増えていこうと思います。周りの理解も増えていくと思っております。

資料の最後になりますけれども、鳥取県のもので、ここでは実効性が具体的に書かれています。ですので、今、話したように、別立型にして、手話言語の検討会で議論をする。情報コミュニケーションに関しては、今話したような内容をまた議論をする。別に議論を積み重ねていったほうがいいのかと私は思っています。

(委員)

私どもは、意見はもう前のときに言ったからいいかなというふうに思っていたのですが、知的障害の中では、言葉のない、出ない、理解ができないというか、そういう重度の方もいらっしゃる。

決して私どもは、手話言語を否定するものではないが、手話言語だけじゃなく、他にも色々なコミュニケーションのやり方というのはあるというところでは、代表的なところではマカトンというふうなところを、重度の方は方法として持たれる方も最近は多いと聞いている。

ですから、あくまでも今回のところは、コミュニケーションというふうなところでは、

大まかな一体型にさせていただいて、また3年後の見直しというところで、変えていくというか、加えていくというようなやり方をさせていただいたほうが、早急な条例というふうになっていくのではないかと。長々と（議論）していくのではなく、議論はもう出尽くしているのではないかなと私も思っているので、まとめていっていただきたいなというふうな思いで、今日は参加をさせていただいた。

色んな障害のある、色んな課題のあるところをまとめるのは大変であるが、そのところを、まとめていただいて、前に進めさせていただきたいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

（会長）

時間も時間となっていましたけどどうしても最後にという方はいらっしゃいませんか。いいでしょうか。それでは一旦ここで切りたいと思います。

今日の議論の中で何かこういう形にするぞというふうな一致をみるというところまでは進めずに、どちらかというところ全体のご意見を出していただいて、大まかな方向性が見えればいいなというふうなことを思った次第です。

そういうこともあって、少し散漫になったかもしれませんが、それでも、大まかな方向性と、あるいは、手話言語条例の意義みたいなことを確認できたのではないかとこのふうにも思ったりしています。

ですので、何か今日決めるということではなくて、もう一度、事務局のほうに整理をしていただいて、次回最終の議論をしていければというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

そういう形で今日のところは括ってよろしいでしょうか。

（委員）

この推進協議会は、年に2回だけですよね。次回といってもう来年になると思いますけれども、このあたりはどういう流れを考えか、教えていただきたいと思います。

（事務局）

次回は7月頃の開催を予定させていただいております。

（会長）

7月で最終的に結論を、着地点を作りたいというふうに思っています。

（事務局）

事務局から、年2回と決めておるものでございませぬので。次回は7月ですけれども、それで終わりということではございませぬので、補足をさせていただきます。

以上